

1. 研究倫理の確立

) 研究不正行為 (FFP)

- ・捏造 (**fabrication**)、改竄 (**falsification**)、盗用 (**plagiarism**) の防止
- ・出典の明示

著者名「論文名」(『雑誌名』120-10、2011年)

著者名「論文名」(『論集名』所収、出版社名、2011年、初出は1998年)

この点については、 氏のご教示を得た

) インフォームド・コンセント (informed consent) 個人情報の保護

- ・「被験者となることを求められた者が、研究者等から事前に臨床研究に関する十分な説明を受け、その臨床研究の意義、目的、方法を理解し、自由意思に基づいて与える、被験者となること及び資料等の取扱いに関する同意をいう」(厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」)
- ・聞き取り調査、史料調査等における協力者に十分な説明をおこなう(情報; **information**)
- ・上記協力者の同意を得(理解; **comprehension**) 自由意思を尊重する(自発性; **voluntariness**)
- ・彼らの個人情報についてはそれを保護し、十分配慮する

) オーサーシップ (authorship)

- ・論文の著者として名前を表示されること
- ・著者としての資格がないのに名前が表示されるギフト・オーサーシップ (**gift authorship**) 逆に著者としての資格がありながら、著者としてクレジットされないゴースト・オーサーシップ (**ghost authorship**) などは立派な研究不正のひとつ
- ・共同研究等で成果をあげたにもかかわらず、クレジットされないような場合は、大学内のしかるべき機関に訴えること

) 利益相反 (conflict of interest) 守秘義務 (confidentiality obligation)

- ・研究者が外部組織と研究上の関係をもち、そこでの成果を自分の研究成果に流用したり、経済的な利益を得ることによって、研究上の客観性が毀損されるようなこと
- ・アルバイト先で得られた情報を、何の断りもなく論文化することも含まれる
- ・外部組織や共同研究で得られた知見、聞き取り調査で得られた個人情報などは、相手の同意なしに公表してはならない

大学院生は研究者の卵であり、活字論文を出せば研究者のひとりとして扱われる。もはや学生だから、大学院生だからという甘えは許されない。研究者としての自覚をもつ。

2 . ハラスメント防止

- ・現在、パワーハラスメント (**power harassment**)、セクシャルハラスメント (**sexual harassment**)、アカデミックハラスメント (**academic harassment**) など、さまざまなハラスメントが問題になっているが、大学院生はその被害者になるとともに、**加害者にもなり得る**ことを自覚してほしい。
- ・学問の世界はとても狭く、先輩－後輩関係、男性－女性関係、大学院生 (**TA** 等)－学部生関係などにおいて、無自覚に、あるいは善意を装いながら、相手の気持ちを考慮せずに**一方的な強要・強制**を押しつけるケースがある。

日本学術振興会の研究倫理 e- Learning の受講 (**必須**)

- ・学内の奨学金受領資格を失うので、期日までに必ず受講してください。
- ・**User ID** や **password** は、4月1日 (金) (遅くとも2日 (土) までに送信されます) に各自の **@kokugakuin.ac.jp** アドレスに、日本学術振興会から案内が届きます。その案内をよく読んで、確認後に受講してください。
- ・URL ; <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>